

別表（第8条関係）

1 野立広告

区分	種別	許可の基準	
広 告 板	第1種許可地域	一般広告物	(1) 広告表示面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であること。 (3) 道路の交差する角から20メートル以上離れていること。
		自家用広告物	(1) 広告表示面積は、50平方メートル以下であること。 (2) 高さは、15メートル以下であること。
	第2種許可地域	一般広告物	(1) 広告表示面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であること。 (3) 鉄道の路端から50メートル以上離れていること。 (4) 市長が別に指定する道路（以下この表において「指定道路」という。）の路端から300メートル以上離れていること。
		自家用広告物	(1) 広告表示面積は、50平方メートル以下であること。 (2) 高さは、15メートル以下であること。
	第3種許可地域	一般広告物	(1) 広告表示面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であること。 (3) 道路の交差する角から20メートル以上離れていること。 (4) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30メートル以上離れていること。
		自家用広告物	(1) 広告表示面積は、50平方メートル以下であること。 (2) 高さは、12メートル以下であること。
広 告 塔	第1種許可地域	一般広告物	(1) 立面の最大断面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であること。 (3) 道路の交差する角から20メートル以上離れていること。
		自家用広告物	(1) 立面の最大断面積は、50平方メートル以下であること。 (2) 高さは、15メートル以下であること。
	第2種許可地域	一般広告物	(1) 立面の最大断面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、10メートル以下であること。 (3) 鉄道の路端から50メートル以上離れていること。 (4) 指定道路の路端から300メートル以上離れていること。
		自家用広告物	(1) 立面の最大断面積は、50平方メートル以下であること。 (2) 高さは、15メートル以下であること。
	第3種許可地域	一般広告物	(1) 立面の最大断面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であること。 (3) 道路の交差する角から20メートル以上離れていること。 (4) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30メートル以上離れていること。
		自家用広告物	(1) 立面の最大断面積は、50平方メートル以下であること。 (2) 高さは、12メートル以下であること。

2 建築物等を利用する広告物等

区分	種別	許可の基準	
屋 上 広 告	第1種・第2種許可地域	一般 広告物	(1) 広告表示面積は、400平方メートル以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、51メートル以下であること。 (4) 壁面の垂直面を越えて外側へ突き出ていないこと。
		自家用 広告物	(1) 広告表示面積は、400平方メートル以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、51メートル以下であること。 (4) 壁面の垂直面を越えて外側へ突き出ていないこと。
	第3種許可地域	一般 広告物	(1) 広告表示面積は、100平方メートル以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、12メートル以下であること。 (4) 壁面の垂直面を越えて外側へ突き出ていないこと。 (5) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30メートル以上離れていること。
		自家用 広告物	(1) 広告表示面積は、200平方メートル以下であること。 (2) 高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、51メートル以下であること。 (4) 壁面の垂直面を越えて外側へ突き出ていないこと。
壁 面 広 告	第1種・第2種許可地域	直接塗装するもの 一般 広告物	(1) 広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下であること。 (2) 1面に1件のみとすること。
		自家用 広告物	(1) 広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下であること。
	広告板を取り付けるもの	一般 広告物	(1) 広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下であること。 (2) 1面に2件以内とすること。
		自家用 広告物	(1) 広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下であること。

第3種許可地域	直接塗装するもの	一般広告物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下であること。 (2) 1面に1件のみとすること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、12メートル以下であること。 (4) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30メートル以上離れていること。
		自家用広告物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下であること。
		一般広告物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下であること。 (2) 1面に2件以内とすること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、12メートル以下であること。 (4) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30メートル以上離れていること。
		自家用広告物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広告表示面積は、表示する面の面積の2分の1以下であること。
突出し広告	第1種・第2種許可地域	歩道または車道上へ突き出すとき	<ul style="list-style-type: none"> (1) 路面から当該広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。 (2) 路端からの出幅は、0.6メートル以下であること。
		歩道上へ突き出すとき	<ul style="list-style-type: none"> (1) 路面から当該広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (2) 路端からの出幅は、0.6メートル以下（市長が特にやむを得ないと認めるときは、1メートル以下）であること。
第3種許可地域	歩道の区別のない道路または車道上へ突き出すとき	一般広告物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 路面から当該広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。 (2) 路端からの出幅は、0.6メートル以下であること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、12メートル以下であること。 (4) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30メートル以上離れていること。
		自家用広告物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 路面から当該広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。 (2) 路端からの出幅は、0.6メートル以下であること。

第3種許可地域	歩道上へ突き出すとき	一般広告物	(1) 路面から当該広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (2) 路端からの出幅は、0.6メートル以下（市長が特にやむを得ないと認めるときは、1メートル以下）であること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、12メートル以下であること。 (4) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30メートル以上離れていること。
		自家用広告物	(1) 路面から当該広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 (2) 路端からの出幅は、0.6メートル以下（市長が特にやむを得ないと認めるときは、1メートル以下）であること。
標識等を利用するもの	消火栓標識柱に添加するもの		(1) 幅は、0.8メートル以下であること。 (2) 消火栓標識柱1本につき1個のみとすること。 (3) 路面から当該広告物の下端までの高さは、歩車道の区別のない道路の場合は4.5メートル以上、歩道上の場合は2.5メートル以上であること。
	停留所標識に表示するもの		(1) 停留所標識1基につき2個以内とすること。 (2) 進行車両から見えない面に表示すること。

3 アーチ広告

種別	許可の基準
一般広告物	(1) 広告表示面積は、10平方メートル以下であること。 (2) 路面から当該広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。

4 電柱（街灯柱を含む。）広告

種別	許可の基準
電柱および街灯柱に直接塗装し、または巻き付けるもの	(1) 長さは、1.8メートル以下であること。 (2) 電柱または街灯柱1本につき1巻きのみとすること。 (3) 道路の交差する角から10メートル以上（信号機のある箇所は20メートル以上）離れていること。 (4) 路面から当該広告物の下端までの高さは、1メートル以上であること。
電柱および街灯柱に添加するもの	(1) 長さは、1.2メートル以下であること。 (2) 出幅は、0.6メートル以下であること。 (3) 電柱または街灯柱1本につき1個のみとすること。 (4) 道路の交差する角から10メートル以上（信号機のある箇所は20メートル以上）離れていること。 (5) 路面から当該広告物の下端までの高さは、3.5メートル以上であること。 (6) 歩車道の区別のない道路では、路線と平行または道路と反対側へ突き出すものであること。 (7) 歩車道の区別のある道路では、歩道の範囲内において突き出すものであること。

5 立看板その他これに類するもの

種 別	許 可 の 基 準
一般広告物	(1) 広告表示面積は、2平方メートル以下であること。 (2) 脚部の高さは、0.5メートル以下であること。 (3) 指定道路および鉄道の路端から10メートル以上離れていること。

6 広告幕

区 分	種 別	許 可 の 基 準
横断幕	一般広告物	(1) 長さは、15メートル以下であること。 (2) 幅は、1.3メートル以下であること。 (3) 地上から幕の下端までの高さは、車道上の場合は4.5メートル以上、歩道およびその他の場所の場合は3.5メートル以上であること。
懸垂幕	第1種・第2種 許可地域 一般広告物	(1) 長さは、15メートル以下であること。 (2) 幅は、1.3メートル以下であること。
	第3種許可地域 一般広告物	(1) 長さは、12メートル以下であること。 (2) 幅は、1.3メートル以下であること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、12メートル以下であること。 (4) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30メートル以上離れていること。
のぼり・旗その他これらに類するものを除く ～ 広告旗に該当するものを除く～	第1種・第2種 許可地域 一般広告物	(1) 縦4メートル以下、横1.5メートル以下であること。 (2) 地上から当該広告物の下端までの高さは、1.8メートル以上であること。
	第3種許可地域 一般広告物	(1) 縦4メートル以下、横1.5メートル以下であること。 (2) 地上から当該広告物の下端までの高さは、1.8メートル以上であること。 (3) 地上から当該広告物の上端までの高さは、12メートル以下であること。 (4) 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から30メートル以上離れていること。

7 はり紙

種 別	許 可 の 基 準
一般広告物	(1) 広告表示面積は、1枚につき1平方メートル以下であること。 (2) 1面につき2枚以内とすること。 (3) 全面にのり付けしないこと。

8 はり札その他これに類するもの

種 別	許 可 の 基 準
一般広告物	(1) 広告表示面積は、1枚につき0.3平方メートル以下であること。 (2) 1面につき2枚以内とすること。

9 広告旗

種 別	許 可 の 基 準
一般広告物	(1) 広告表示面積は、2平方メートル以下であること。 (2) 地上から当該広告物の上端までの高さは、3メートル以下であること

備考

1 第1種許可地域、第2種許可地域および第3種許可地域については、市長が別に定めて告示する。

2 この表に定める基準に適合する広告物等であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、許可しない。

(1) 蛍光塗料を使用したもの

(2) 高速自動車国道に接続する第3種許可地域における広告物等のうち、次のいずれかに該当するもの（当該広告物等の上端が、当該広告物等に最も近い高速自動車国道より低い位置にあるものを除く。）

ア ネオンその他の広告物等の照明が点滅するもの

イ 回転灯を使用しているもの

(3) 高速自動車国道（高架の道路の区間を除く。以下この号において同じ。）の路端から500メートル以内の第2種許可地域および第3種許可地域における一般広告物のうち、当該一般広告物の上端が、当該一般広告物に最も近い高速自動車国道より高い位置にあるもの

3 用語の解釈は、次のとおりとする。

(1) 一般広告物とは、自家用広告物以外の広告物等をいう。

(2) 自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物等をいう。

(3) 広告物等の種類ごとの解釈は、次のとおりとする。

種 類	解 釈
広告板	木製、金属製等のもので、土地に建てられ、または建築物もしくは工作物に取り付けられる板状のものをいう。

広 告 塔	木製、金属製等のもので、土地に建てられ、または建築物もしくは工作物に取り付けられるもので、相当の高さを有する円筒または多角型の塔状のものをいう。
壁 面 広 告	建築物または工作物の外壁面に表示するもの（外壁面から突き出すものを除く。）をいう。
突出し広告	建築物または工作物の外壁面から突き出して表示するものをいう。
アーチ広告	木製、金属製等のもので、道路を横断して設置されるものをいう。
電 柱 広 告	電柱または街灯柱を利用するもので、塗装により表示するもの、金属製等のものを巻き付けて表示するものまたは物件を添加して表示するものをいう。
立 看 板	布、木、金属等の材料を使用して作られ、移動性のあるもので、建築物または工作物に立て掛けられ、または単独で立てられるものをいう。
は り 紙	紙を使用して作られたもので、建築物その他の物件にはり付けるものをいう。
は り 札	布、木、金属等の材料を使用して作られ、建築物その他の物件に表示するもので、その面積が0.3平方メートル以下のものをいう。
広 告 旗	広告を表示した布、ビニールその他これらに類するもの（以下この欄において「布等」という。）の一方の辺にさおまたは棒を取り付け、当該布等の上部の辺をさおまたは棒で支えた旗状の広告物で、その布等の面積が2平方メートル以下のものをいう。